

# 株式取扱規程

# 株式取扱規程

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 当社の株式に関する取扱については、定款第 8 条の規定に基づきこの規程によるほか、法令並びに株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）がその振替業に関し定めた規則および振替業の業務処理の方法および口座管理機関の定め（以下「機構等の規則等」という。）による。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	大阪府中央区北浜 4 丁目 5 番 3 3 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

## 第 2 章 株主の権利の行使方法等

(書面交付請求および異議申述)

第 3 条 会社法第 325 条の 5 第 1 項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第 5 項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を口座管理機関および機構を通じてする場合は、口座管理機関および機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等の行使方法)

第 4 条 法令の定めによる少数株主権等の行使は、第 4 章および第 5 章に規定する場合を除き、当社の定める書式により当社に対して、書面をもって行なわなければならない。この場合、当社は、株主に対して、個別株主通知の申出を受付けた口座管理機関の発行する受付票および本人確認書類の提出を求めることができる。

(代理人による請求等)

第 5 条 この規程による請求、通知、または届出を代理人によって行なうときは、代理権を証明する書面を提出するものとする。

②この規程による請求、通知または届出を行なうに際し、保佐人または補助人の同意を必要とするときは、同意を証明する書面を提出しなければならない。

(証明書類または保証人)

第 6 条 この規程による請求、通知または届出その他当社において必要と認めるときは、証明書類の提出または保証人の保証を求めることができる。

### 第 3 章 届 出 事 項

(常任代理人または仮住所)

- 第 7 条 株主が常任代理人または株主に対する通知を受けるべき仮住所を定めるときは、当会社に対し、口座管理機関を通じてその旨を届け出なければならない。
- ②株主の住所が外国にあるときは、前項による届出を行わなければならない。
  - ③第 1 項による常任代理人または株主に対する通知を受けるべき仮住所に変更があったときは速やかにその旨を届け出なければならない。

### 第 4 章 単元未満株式の買取請求の取扱い

(請求の方式)

- 第 8 条 単元未満株式の買取を請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行なう。
- ②前項の請求の効力は、請求書(請求事項を記録した電磁的記録を含む。)が第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生ずる。

(1株あたりの買取価格)

- 第 9 条 前条による買取請求の効力発生の日(以下「買取請求日」という)の株式会社東京証券取引所の開設する市場(以下「東京市場」という)における最終価格(以下「終値」という)をもって1株あたりの買取価格とする。
- ②買取請求日に、東京市場において売買取引がないときは、同日の株式会社名古屋証券取引所の開設する市場(以下「名古屋市場」という)における終値とする。
  - ③買取請求日に、東京市場および名古屋市場のいずれにおいても売買取引がないときは、その翌日の東京市場における最初にされた売買取引の成立価格(以下「始値」という)とし、売買取引がないときは、同日の名古屋市場における始値によるものとする。そのいずれも売買取引がないときは、その翌日以降同様とする。

(売買代金の支払)

- 第 10 条 単元未満株式の買取請求による売買代金は、その請求にかかる株式数に、前条により決定した1株あたりの買取価格を乗じた額とする。
- ②売買代金は、前条による買取価格決定の日から遅滞なく買取請求者に支払う。
  - ③買取請求者は、売買代金について送金方法を指定し、または代理受領者を定めることができる。

(買取株式の移転)

- 第 11 条 買取請求にかかる単元未満株式は、当会社が前条による売買代金を支払った日に当会社の口座への振替をする。
- ②前条第 3 項により、売買代金について送金方法が指定された請求に係る単元未満株式については、送金手続き完了日をもって当会社の口座への振替をする。

### 第 5 章 単元未満株式の買増請求の取扱い

(請求の方式)

- 第 12 条 単元未満株式の買増しを請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行ない、第 14 条に定める買増代金を支払う。

- ②前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む。）が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出されたときに生ずる。ただし、第16条に定める場合はこの限りでない。

（請求可能な期間）

第13条 前条による单元未満株式の買増請求の取扱いは、権利確定のために設けられる基準日の10営業日前の日から当該基準日までの間は停止する。

- ②前項のほか、当社が必要と認めるときは、買増請求の取扱停止期間を定めることができる。

（1株あたりの買増価格および買増代金）

第14条 第12条による買増請求の効力発生の日（以下「買増請求日」という）の東京市場における終値をもって1株あたりの買増価格とする。

- ②買増請求日に、東京市場において売買取引がないときは、同日の名古屋市場における終値とし、その翌日以降同様とする。

- ③買増請求日に、東京市場および名古屋市場のいずれにおいても売買取引がないときは、その翌日の東京市場における始値とし、売買取引がないときは、同日の名古屋市場における始値によるものとする。そのいずれも売買取引がないときは、その翌日以降同様とする。

- ④第1項の1株あたりの買増価格に請求に係る買増株式数を乗じた金額を買増代金という。

（買増株式の移転）

第15条 買増請求に係る单元未満株式は、当社が前条による買増代金の受領を確認した日に買増請求者の口座への振替の申請をする。

（買増請求の制限）

第16条 第12条の買増請求日に、当社がその請求により譲渡すべき株式を有しないときは、その請求に応じない。

（制 定 記 録）

制	定	1980年	9月	24日
改	定	1981年	6月	26日
改	定	1982年	10月	1日
改	定	1885年	3月	26日
改	定	1989年	2月	20日
改	定	1991年	11月	25日
改	定	1999年	10月	1日
改	定	2000年	4月	1日
改	定	2001年	10月	1日
改	定	2002年	7月	1日
改	定	2003年	4月	1日
改	定	2003年	10月	1日
改	定	2006年	5月	1日

改	定	2009年	1月	5日
改	定	2009年	9月	25日
改	定	2012年	4月	1日
改	定	2022年	7月	1日
改	定	2026年	4月	1日